

空き家活用住宅となる物件を探しています！ ～鬼北町移住定住促進空き家活用住宅事業～

空き家活用住宅とは

町内にある空き家のうち、所有者から借り上げた住宅を町が整備し、管理運営を行い、移住定住者に貸し付ける住宅です。

対象とする空き家住宅とは

- ①人の住んでいない一戸建ての住宅。
- ②昭和56年6月1日以降に建てられ、新耐震基準を満たしている住宅。
- ③空き家の所有者が改修・転貸借することを承諾したもの。
- ④台所・浴室・トイレ等いわゆる水回りを基本として、改修経費見込みが合計500万円以下のもの。

借り上げる期間

所有者と町の契約期間は最短10年間。契約期間満了後、空き家所有者に返還します。

※住宅借り上げ期間中に所有者の都合により貸すことができなくなった場合は、賃貸期間の経過年数に応じ、修繕費の一部を返還していただきます。

空き家所有者のメリット

- ・町の施工でリフォームを実施。
- ・契約期間中の管理運営は町が行う。
- ・居住に必要な工事は町が行う。
- ・建物の固定資産税の免除。

昨年度までで計6軒を当事業で整備し、ご契約、入居いただいております。
ぜひ、お気軽にご相談ください！

【問合せ先】 企画振興課 地域活力創出係
TEL: 0895-45-1111(内2215)
または窓口までお越しください。

